

発達障害児支援ボランティアの養成と地域の支援組織づくり

水田和江

(宇部フロンティア大学短期大学部保育学科)

Training to Volunteer for Children with Developmental Disorder,
and Building to Support System in Community

Kazue MIZUTA

(Department of Nursery Education, Ube Frontier College)

宇部市では、2010年10月から、発達障害児とその家族の支援を目的としたボランティアの養成講座を開催している。本研究は、このボランティア養成講座を通して、発達障害に関する理解や支援活動への参加意識、発達障害児とその家族への支援体制を構築するための課題などについて、地域住民の認識がどのように変化するかを分析しようとするものである。アンケート調査の結果、受講生の多くが発達障害児やその家族への理解を深め、地域に交流の場が必要であると考えようになったことがわかった。さらに、地域の支援体制として、相談機関や支援サービスの充実、保育・教育関係者との連携、専門職者の質の向上などが必要と感じるようになっていた。今後の課題は、地域住民と専門機関の協働によって推進する「自立と共生」の街づくりについて、住民参加による実践的な支援組織の構築を検討することである。

キーワード：発達障害、ボランティア養成、地域支援

1 はじめに

1) 障害児・者福祉施策の状況

2006年に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択された。この条約では、障害者の権利について世界人権宣言に定める権利を認めるとともに、第19条(自立した生活及び地域社会に受け入れられること)では、障害児・者の自立と地域社会への参加に関わる権利について、「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利」を認め、

「(a) 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと

(b) 地域社会における生活及び地域社会への受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な住宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(人的支援

を含む)を障害者が利用することができること¹⁾を、締約国が確保することを求めている。

わが国では、現在、この条約を締結するにあたって、障害者制度改革推進本部(2009年設置)に「障がい者制度改革推進会議」(2010年)が設置され、障害児・者に関わる制度についての検討が行われている。

この障害児・者支援制度の検討は、社会福祉基礎構造改革に端を発する福祉制度の見直しの流れとも関連しつつ、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の見直し、さらに「障害者総合福祉法」(2012年6月公布、2013年施行、一部2014年施行)、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(2011年公布)、「障害者差別禁止法」(2012年公布)など、障害児・者の新たな法制度の設立や、支援制度についての見直しが行われるようになった。

これらの経緯を踏まえて確立されてきた障害児・者への支援施策の基本的な方向性としては、次のようなものがあげられる。

第1は、障害の範囲が拡大されたことである。

わが国では、2004年以降「身体障害、知的障害及び